

よろしくお願いします

令和7年度

新採用職員を紹介します！



みたらい しほ
御手洗 志保
(教育振興課)



たなか えり
田中 絵梨
(みつばこども園)



きよたけ ゆうだい
清竹 雄大
(税務課)



しょうじ こうた
庄司 光汰
(地域共生支援課)



なかしま けいし
中嶋 慶志
(建設課)



県営住宅の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

県営 松岡台住宅

住 所	九重町大字右田3159番地の1
募集部屋番号	1階 MR-304号室
入居者応募要件	DK:1戸
住宅使用料等	住宅使用料は所得によって決定。(25,700~38,300円)
駐車場使用料	1,000円/月
そ の 他	オール電化 (IHクッキングヒーターが必要です。)



※詳しい内容のお問い合わせ先:大分県住宅供給公社日田駐在所(☎0973-23-2480/日田土木事務所内)

入居資格・・・次のすべてに該当する人

- ①特に住宅に困っている人 ※持ち家のある人は申込みできません。
- ②町・県民税等の滞納がなく、これまでに県営住宅の明渡し請求を受けたことがない人
- ③収入が基準額を超えない人 (既に公営住宅に入居している人や暴力団員の人は申込みできません)

申込みについて

募集期間: 令和7年 5月1日(木)~5月16日(金) 午前8時30分から午後5時

申込方法: 九重町役場建設課にて用紙での申請もしくは電子申請

- 入居予定日: 令和7年8月1日(金)から
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 抽選日時: 令和7年5月23日(金) 午前11時から
- 抽選会場: 九重町役場2階 201会議室
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。



▲電子申請ホーム

国民年金広場

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

●お問い合わせ

地域共生支援課 ☎0973-76-3821

日田年金事務所 国民年金課 ☎0973-22-6174

令和7年4月分から令和8年3月分の国民年金保険料は、**月額17,510円**です。

保険料を納める際は、現金・口座振替・クレジットカード・新たにスマートフォンアプリを使用した電子決済での納付が可能です。

現金でのお支払いは、納付書を最寄りの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにご持参のうえ窓口でお支払いください。

口座振替やクレジットカードでのお支払いは、それぞれ納付申出書を提出することで可能となります。

電子決済でのお支払いは、対象決済アプリ (au Pay・d 払い・PayB・PayPay・AEON Pay・R Pay) で納付書のバーコードを読み取り、決済を行います。
エーユー ペイ ディー ペイ ビー ペイ ペイ イオン ペイ らくてん ペイ

なお、保険料を前納いただける場合は、支払い方法によりそれぞれ割引があるのでお得です。

【前納の種類・納付額・割引額】

前納の種類		2年前納	1年前納	6カ月前納	当月末振替 (早割)	毎月納付
1回あたりの納付額	納付書払い クレジットカード払い	409,490円	206,390円	104,210円	－	17,510円
	口座振替	408,150円	205,720円	103,870円	17,450円	17,510円
割引額	納付書払い クレジットカード払い	15,670円	3,730円	850円	－	－
	口座振替	17,010円	4,400円	1,190円	60円	－

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。保険料の納め忘れがあると、障害や死亡など不慮の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めましょう。

所得が少ない、失業してしまった、などの理由で保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料が免除・猶予される制度がありますので、お近くの年金事務所または地域共生支援課までご相談ください。

盛土規制法に基づく運用が始まります

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

令和5年5月の「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)の施行を受けて、大分県では令和7年5月1日から法律に基づく運用を開始します。規制区域内で一定規模以上の盛土等の工事を行う場合は、許可が必要となります。詳しくは大分県HPをご覧ください。

●問い合わせ先

大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 ☎097-506-4692



▲大分県 HP

65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続について

●お問い合わせ

地域共生支援課

☎0973-76-3821

大分県後期高齢者医療広域連合

☎097-534-1771

65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の申請受付を行っています。障がい認定を受けると、現在加入している医療保険（国民健康保険や健康保険組合、健康保険協会、共済組合等）から脱退し、後期高齢者医療保険に加入することになり、後期高齢者医療における保険料を納付し、給付を受けることとなります。申請が必要な方は、下記のものをご持参のうえ、手続きをして下さい。

- ・障がいの程度が確認できる書類（障害者手帳など）
- ・本人確認証明（運転免許証など本人と確認できるもの）
及びマイナンバーカード等（マイナンバーを確認できる書類）

※障がい認定を受けた方は、認定後も75歳になるまでは、届出により将来に向かって撤回することができます。この場合、撤回後は国民健康保険又は社会保険等に加入することになります。

医療費の適正化にご協力をお願いします

●お問い合わせ

地域共生支援課

☎0973-76-3821

加入者の高齢化や生活習慣病などの慢性疾患の増加等の理由により医療費の増加が続いています。このまま医療費が増加し続けると、加入者の皆さまから納めていただいている国民健康保険税の負担が重くなるだけでなく、国民健康保険の財政が悪化し、制度の運営が難しくなります。

加入者の皆様のご協力が健全な運営に繋がります。

●医療費通知を確認しましょう

九重町では「医療費通知」を送付しています。この通知には、皆さまが使った医療費を記載しています。受診状況を振り返り、健康づくりや、病気の早期発見、治療に役立ててください。また、確定申告の際に医療費控除の申請に使うことができますので、大切に保管してください。

●「お薬手帳」を1冊にまとめましょう

お薬手帳を1冊にすることで、医師や薬剤師が処方内容を確認し、薬の重複や副作用などに気づきやすくなります。処方された薬は適切に服用することで皆さまの健康に繋がります。

●ジェネリック医薬品を使いましょう

新薬の開発には、莫大な費用がかかっています。そのため特許期間が設けられています。特許が切れた後に販売される薬が新薬と同じ有効成分を含んだジェネリック医薬品です。新薬に比べて低価格なため、窓口での負担が軽減されます。ジェネリック医薬品の処方を希望する際は、医師や薬剤師にご相談ください。

●特定健診を受けましょう

町では、40歳から74歳の国保加入者に毎年「受診券」を送付しています。費用は**無料**で血液検査や尿検査を中心にした健診で**苦しい検査はありません**。検査時間も**約1時間**です。

特定健診は、糖尿病などの生活習慣病を予防するために有効です。早期発見、治療に繋げるため年に1回は特定健診を受診しましょう。

令和7年度

自動車税・軽自動車税

(種別割)

6月2日

納期限

納期限までに納付をお願いします

ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください

自動車税(種別割)

県

4月末に納税通知書(紫色封筒)を発送します!

※詳しい納付方法等は
県ホームページをご確認ください

《お問い合わせ先》

日田県税事務所
TEL: 0973-22-4175



軽自動車税

町

5月に納税通知書を発送します!

※詳しくは、九重町ホームページ
をご確認ください

《お問い合わせ先》

九重町 税務課
TEL: 0973-76-3803



利用できるお支払方法

現金で納付する場合

- 金融機関・郵便局の窓口
 - コンビニエンスストア
 - 課税自治体の収納窓口
- 《自動車税》県税(納税)事務所の窓口
《軽自動車税》役場の収納窓口

現金以外で納付する場合

- スマートフォン決済アプリ
- クレジットカード など



高齢者带状疱疹予防接種のお知らせ

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 保健衛生グループ ☎0973-76-3838

●带状疱疹予防接種とは

带状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

带状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

●接種費用について

带状疱疹ワクチンには生ワクチンと組み換えワクチンの2種類があり、接種回数や効果、副反応などの特徴が異なり、町の費用助成の金額も違います。

	自己負担金額（1回あたり）	接種回数
生ワクチン	2,500円	1回
組み換えワクチン	6,500円	2回

※生活保護受給者については、受給証明書を医療機関にご提出いただくことで無料で接種できます。

証明書の発行については、事前に西部保健所地域福祉室にお申し込みください。

●対象者について（※過去に同じ予防接種をしたことがある方は、対象になりません）

- ①年度内に65歳を迎える方
- ②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方
- ③令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）中に、70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上となる方

※今年度対象となる方のうち①③に該当される方には、受診券、問診票等の通知を送付します。通知が届いたら、同封の説明書をよく読み、医療機関に予防接種の予約をしてください。接種期間が決まっていますので、早めの接種を心がけましょう。

狂犬病予防注射は飼い主の義務です ～狂犬病予防注射は1年に1回～

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

狂犬病予防法により、飼い主には狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

●狂犬病予防注射について

- ・地区ごとに行う集合注射または動物病院で受けてください。
- ・集合注射の日程と会場は、犬の登録者への個別通知、または九重町ホームページをご覧ください。
- ・動物病院で受けたときは、「狂犬病予防注射済証」を提出し、狂犬病予防注射票の交付を受けてください。

●犬の登録や転入・転出・死亡等の異動があった場合

- ・庁舎1階（住民環境課）や集合注射会場で手続きを行うことができます。

●登録、狂犬病予防注射の手数料

登録手数料	初回のみ	3,000円
狂犬病予防注射料	毎年	2,520円
狂犬病予防注射交付手数料	毎年	550円

●その他

- ・犬の体調不良などにより、予防注射を期間内に受けられない場合は、動物病院にて猶予手続きが必要です。

九重町で人気の「ほほ笑い教室」！ あなたも一度参加してみませんか？ ～通所型一般介護予防教室「ほほ笑い教室」のお知らせ～

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

「ほほ笑い教室」は九重町が実施する通所型一般介護予防教室で、いつまでも自立した生活を送れるように、運動、栄養、口腔などの介護予防について学ぶ教室です。教室は町内の事業所に委託しており、各地区で参加できます。送迎が必要な方は利用できますので、会場までの移動も安心です。実施内容は下記のとおりです。



※今年度より開講回数、開講月の変更あり

期間・頻度	時 間	会 場	実施曜日	実施事業所	開講月
週1回 3ヶ月間	10時～12時	南山田公民館	火曜日	九重町 社会福祉協議会	①5月～ 7月 ②9月～11月 ③1月～ 3月
		飯田公民館	水曜日		
	9時30分～ 11時30分	野上公民館	木曜日	ケアポート溪和	
	14時30分～ 16時30分	東飯田公民館	木曜日		

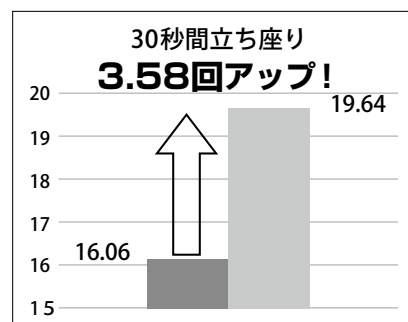
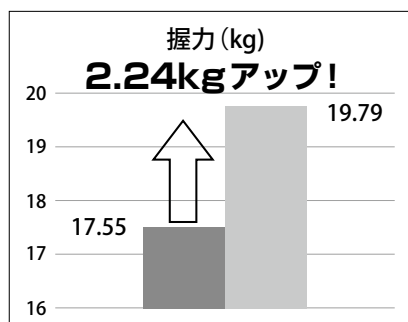
【対象者】九重町にお住いの65歳以上の方（介護保険サービスを利用していない方）

【定 員】各会場 15名 ※ボランティアとして参加していただける方も随時募集中です！

【費 用】無料

「ほほ笑い教室」に3カ月参加した方の体力測定の結果です。体力が向上し生活の動作が楽になることで、いつまでも元気な体で自分の趣味など好きなことが続けられます。

現在、7月からの参加者を募集しています。ご興味のある方は地域共生支援課までお問い合わせください。一緒に教室の効果を実感してみませんか？



町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

町営住宅

松岡台住宅

住 所： 九重町大字右田3150番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸（3LDK）
そ の 他： IHクッキングヒーター（20A措置タイプ）が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円／月



青山住宅

住 所： 九重町大字右田785番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸（3LDK）
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円／月



豊後中村住宅

住 所： 九重町大字右田687番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け1戸（3LDK）
そ の 他： IIHクッキングヒーター（20A措置タイプ）が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円／月



定住促進住宅

北代住宅

住 所： 九重町大字恵良436番地の2
募 集 戸 数： 新婚・子育て世帯向け1戸（3LDK）
基本住宅使用料： 55,000円／月
駐車場使用料： 2,000円／月
基 本 減 額： 次の条件を満たす者は基本住宅使用料から5,000円／月を減額
入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯又は入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない世帯
特 別 減 額： 次の条件を満たす者は対象の子1人につき5,000円／月を減額（上限15,000円／月）
入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない者が2人以上の世帯

募集期間：令和7年4月14日(月)～令和7年4月30日(水) 午後5時まで

申込書提出先：九重町役場 2階 建設課窓口まで

- 入居予定日：令和7年6月1日から
- 敷金（入居時住宅使用料の3月分）を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みに、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課（役場2階）に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町HP

○障がい者の利用できるサービスはどのようなものがあるのかな？

○生活する上で困ったことがあるけど、どこに相談すればいい？

より専門的な助言ができるよう、障がいのある方やご家族からのご相談を相談支援事業所へ委託して行っています。
虐待の疑いや支援者としての関わり方などどのような相談でも構いません。

【一般的な障がいに関するご相談】

事業所名	場所	電話番号
地域生活支援センターはぎの (ここのえ“夢”ステーション)	九重町大字町田554番地の1	78-8882
すぎのこ村Bee すけっと	玖珠町大字塚脇640番地の3 (わ〜くす・たんぽぽ内)	0973-27-6251 (日田事務所)

【子どもの障がいに関するご相談】

事業所名	場所	電話番号
こども相談支援センターのあ	玖珠町大字塚脇581番地の3	72-1023

※電話や来所での相談対応や必要に応じてご自宅等へ訪問し、相談をお聞きしております。

※相談内容によっては、玖珠町九重町障がい者基幹相談支援センターとして委託事業所と役場が情報共有を行うことがあります。相談に関する個人情報適切に守られますので、お気軽にご相談ください。

《 現場活動時の安全対策としてのサングラス着用について 》

日田玖珠広域消防組合消防本部では、緊急車両運転時や現場活動時の安全管理対策として、主に緊急走行中や屋外で特殊な作業に従事する隊員が直射日光を受ける場合には、サングラスを着用することがあります。

眩しさや紫外線から目を保護し安全な活動につなげ、交通事故防止や傷病者の安全を守るためです。皆様のご理解をお願いいたします。

1. 対象者

- (1) 緊急車両の運転手
- (2) ドローンの操縦士
- (3) はしご車の操作員
- (4) 船舶の操縦士
- (5) クレーン等の救助機械器具の操作員及び安全監視員
- (6) その他、隊長が現場の状況で必要と判断した場合



▲着用イメージ(ドローン操縦士)

2. 着用基準

- (1) 日の出から日没の間
- (2) 着用する者は主に隊長、運転手、操作員及び安全監視員とし、必要に応じて現場指揮隊長が指示する。
- (3) 活動中でない場合に、傷病者、家族及び他機関の人と、サングラスを着用したまま対応してはならない。



▲着用イメージ(緊急車両運転中)